

平成30年度 救護施設 こうせいみなと事業報告

社会福祉法人みなと寮

I 総括

1. 当年度事業計画関係

生活保護法及び法人の理念、基本方針に沿い、救護施設として利用者の権利を擁護し、地域での自立した生活を目指す「循環型セーフティネット」施設として機能することを目標として、当施設の平成30年度事業計画のとおり、救護施設本来の入所支援に加え、特に地域生活移行や就労支援にも積極的に取り組みました。

2. 中長期計画

運営面や利用者サービスについて計画を立て、単年度の重点項目や日々の利用者支援に取り組みました。

II 事業報告

1. 重点項目 ※単年度運営指針に対する成果

- (1) 利用者本位のサービス提供を目的として、個別支援計画を策定するとともにカンファレンスを実施し利用者支援の充実を図りました。また、これに関して、個別支援計画策定に関する施設内研の実施や個別支援計画スーパーバイザー養成研修の受講(2名)を通じて、職員のスキルアップを図りました。
- (2) 当施設に法人内保護施設の入所総合受付・相談窓口を開設し、福祉事務所ケースワーカー等との連携を深め、入所及び地域移行の迅速化、効率化を図りました。
 - ・平成30年度入所相談件数 59件
- (3) 生活習慣病予防等の取り組みとして、生活支援員・栄養士・看護師が連携して、主食量の調整や個々に応じた食事の提供を行いました。また、厚生行政の指針に沿い、初診時にはジェネリックカードを提出し、医療機関、薬局と連携して後発医薬品の使用促進を図りました。その他、常備薬を設置し、症状が軽微な場合は施設で対応するなどの取り組みを行い頻回受診の抑制を図りました。
- (4) 「地域における公益的な取組」の要件緩和に伴い、地域のニーズに応じた取組を積極的に推進しました。地域における法人及び施設の存在価値を高めるため、施設近隣の環境美化活動(ゴミ拾い等)や港区主催のお祭り時の清掃、地域における生活困窮者に対する生活困窮者自立相談支援窓口の設置、大阪府社会福祉協議会と連携した食材支援や経済的援助等を行いました。
 - ・平成30年度生計困難者相談支援事業 7件
(経済的援助5件、相談援助2件)
- (5) 地域の社会福祉協議会等の関係機関と協働し、生活困窮者自立支援事業を行いました。就労訓練事業につ

いては、新たに3名を受け入れ、一般就労に向けた支援を行いました。

・今年度終了者2名(一般就労)

- (6) 今後導入予定のキャリアパス制度を想定し、職員一人ひとりを人材として育成する観点から、個別に研修計画を策定し、研修を行いました。

2. 地域移行支援の推進

循環型セーフティネット施設として機能するため、多機関・多職種との連携を強化し、自立支援機能の一層の強化を図りました。これにより、利用者の地域生活移行を積極的に進めました。

【居宅生活訓練事業】

平成30年度は7名が居宅生活訓練に参加し、うち4名が地域移行しました。3名は訓練を継続中です。訓練中は、栄養士による栄養相談や、献立チェック、看護師による医療相談等を行い、居宅移行後もスムーズに生活できるよう支援しました。

【保護施設通所事業】

平成30年度は6名が居宅移行と同時に通所事業を開始し、日中活動の提供や、手帳取得支援、障害福祉サービス手続きの支援を行いました。また、退所者以外の地域住民を1名受け入れ、一般就労への準備段階として施設機能を活かしたサービスを提供しました。

【地域生活への移行促進】

単身での地域移行が困難な利用者については、個々の状況を考慮し、特別養護老人ホームや支援付住宅への移行を図りました。

3. 個別支援

適切なサービス提供を行うために、個別支援計画に基づいて利用者支援を行いました。支援にあたっては利用者との面接・相談を必要な都度実施し、また実施機関とも密接に連絡をとって、利用者の意向と自立に向けた支援を行いました。

【個別支援計画】

利用者の希望・要望を実現することを目的として、個々の利用者との面談を重ねた上で個別支援計画を作成しました。個別支援計画はおもに担当者が案出し、多職種間のカンファレンスで内容を検討した上で、利用者の同意を得て実際の支援に適用しました。

4. 日常生活自立支援

利用者の意向の把握に努め、残存機能の低下とならないように配慮し支援を行いました。

身体や精神の健康を回復・維持し、利用者自身が自分の

健康・生活管理が出来るよう取り組みました。

【日常的な支援】

利用者の意向の把握に努め、残存機能が低下しないように配慮した支援を行いました。身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うことが出来るよう支援しました。

【日常的な支援】

利用者の障がい状況をアセスメントし、食事・入浴など、日常生活基本動作に支援を要すると考えられた場合は、この支援を個別支援計画に挙げて確実に支援を行いました。

【苦情解決】

利用者が、日々の支援や施設の設備、運営に対する意見や苦情を忌憚なく申し立てられるよう、従前のおり施設内に管理者だけが開閉できる構造の意見箱を設置し、運用しました。また、苦情受付担当をはじめとする職員に直接口頭で苦情、意見、要望等を申し立てできる仕組みを継続して運用しました。

この仕組みで受け付けた苦情、意見、要望等のうち、深刻な人権侵害や職員の不適切な介入に関する苦情の申し立てについては、法人に置かれている苦情解決の仕組みに基づいて処理することとしていますが、当年度については、これに含まれる事案はありませんでした。

一方、苦情に結び付く可能性があるかと判断されるもの、支援や設備、運営に対して寄せられた意見、要望については、その全数について申し立て者に迅速に回答し、必要なものについては是正の対応を行うとともに、原因を取り除く等の修正を行いました。これらについては、直接処遇職員を中心に会議で共有し、再発防止と一層のサービス向上を図られるよう取り組みました。

これらの総計は以下のとおりです。

- ・平成30年度苦情件数8件

【業務の効率化】

①支援ソフトの活用

専用の支援ソフト「福祉見聞録」を利用し、職員が利用者支援に関する情報を共有し、個別支援計画の作成、ケース記録の記入、預かり金管理等を行うことで、業務の確実な実施と効率化を図りました。また、この支援ソフトの機能を利用してリスクの統計を取り、これをマネジメントに活かすことで、より良い支援を行うためのエビデンスを収集しました。また、支援ソフトの機能のひとつである法人・救護施設共通掲示板を活用し法人内の救護施設間で施設の状況に関する情報を共有し、入所可否の問い合わせ等に迅速に応じました。

②業務内容の随時見直し

より効果的かつ効率的に支援が行えるよう、日々の業務を行う中で常に改善可能性の有無を意識し、必要な点について随時見直しを行いました。

5. 社会生活自立支援

【レクリエーション・クラブ活動】

施設での生活を活性化し、地域移行後も精神的に豊かな

暮らしを送っていただけるよう、利用者の特性や安全、安心に配慮したさまざまなレクリエーションやクラブ活動を行いました。

クラブ活動については特に日々の生活の中で楽しみながら、また相互に学べる場となるよう、利用者の希望を反映した内容で企画・実施するよう努めました。

※レクリエーションの実施状況

施設外活動

観桜会（4月）	53名
日帰りレク「サーカス鑑賞」（6月）	12名
お笑いなにわ祭り（6月）	12名
西日本実業団相撲選手権大会（6月）	4名
林間学校（法人合同行事）（7月）	31名
日帰りレク「プロ野球観戦」（9月）	16名
敬老祝賀会（9月）	17名
大阪救護施設合同文化事業（11月）	8名
野外生活訓練（11月）	32名
車イスバスケットボール大会観戦（2月）	3名
日帰りレク「スーパー銭湯」（3月）	12名
みなと浪曲寄席	※年4回開催
外食会	※年7回開催

施設内活動

納涼会、将棋・オセロ大会、もちつき、新年祝賀会、新春カラオケ・ゲーム大会 等

※クラブ活動の実施状況

美術クラブ	計 21回	67名
歌謡クラブ	計 42回	201名
書道クラブ	計 26回	100名
スポーツクラブ	計 45回	203名
ビデオ上映会	計 55回	450名
地域美化運動・寮内清掃	計 42回	173名

【家族等との連携・交流】

家族等との関係を調整し必要に応じて修復の機会が得られるよう、本人の近況や施設の状況、事業計画などの情報を定期的に発出し、関係が希薄にならないよう取り組みました。加えて実施機関にも定期的に報告することで連携を図り、利用者のより豊かな生活の実現に努めました。

6. 就労自立支援

【施設内作業訓練】

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練（内職作業・清掃作業）を提供しました。作業は現在7業者と取引を行っており、これらと緊密に調整することにより、簡易作業（内職）、清掃作業など様々な作業を安定的に提供しました。

※施設内作業参加状況

就労準備（簡易作業）	34名
中間的就労（清掃作業）	13名

※人数は月平均参加人数

【外部機関との連携】

ハローワークやジョブコーチ等の活用を図った他、就労施策や制度を利用し、広範囲に就労機会を求め、就労に向けた支援を行いました。

この就労自立支援の結果、平成 30 年度は 1 名の利用者が就労自立により退所しました。

7. 危機管理

平成 30 年度は、大阪北部地震を始め、豪雨や台風による被害が多い年でした。利用者の生命はもちろん、心身の安全・安心を守ることに加えて、施設周辺地域の住民が安心して生活できるよう BCP の作成に着手しました。

【リスクマネジメント】

リスクはいかなる時にも生じうることを前提に置き、より質の高い施設サービスを実現するために、KY 活動を行いました。これにより、事故やインシデント事例、それらを含むリスク要因を収集し、事故分析を行って迅速に改善策を定めてそれを実行するとともに、業務マニュアルの見直しなどを行う体制を作りました。

このリスクマネジメント活動は、生活福祉事業部に設置したリスクマネジメント委員会を中心に行い、事故防止、再発防止に努めました。

その結果、前年度に比べ、事故及びヒヤリハットの件数は前年度比で 23 件減少（-29.5%）しました。

※平成 30 年度事故及びヒヤリハット件数 55 件

【防災対策】

火事・地震・津波等の自然災害について、昼間、夜間を想定した訓練を年 12 回行いました。また、こうした事案に備えて備蓄食料や物品を確保するとともに、これらの定期チェックを実施しました。その他、防火バケツを各部屋に設置したことや、災害時の対応について図上訓練を実施するなど、利用者、職員双方の防災意識を高める取り組みを実施しました。

【防犯対策】

不審者の侵入を防止するために、職員の巡回の強化、施設の防犯設備の整備、日常の施錠点検を徹底しました。また、港警察署の指導により、職員を対象にした防犯訓練を年 2 回実施し、防犯意識を高めるとともに、利用者の安全を確保する知識と技量の習得を図りました。（※別紙参照）

8. 健康維持管理

【食事・栄養サービス】

利用者に対する嗜好調査を定期的を実施して、その結果を委託業者と共有しました。これにより利用者の嗜好にあった食事が提供できる流れを作りました。また、利用者に対しては給食懇談会での各種報告や献立表によるメニューの連絡を行いました。

嗜好調査に合わせて残菜調査を実施し、献立ごとの喫食率の変化を厨房職員全員が数字で確認できるようにしました。

入所前の既往歴や通院時の医師の指示により治療食を提供しました（利用者全員のうち 39.4%が対象）。それ以外の利用者についても担当職員や主治医からのアドバイスにより、主食量などの調整や間食についてできるだけ利用者が自発的な意思を持てるよう、対話や面談などを通じて助言等を行いました。

【保健・医療サービス】

全員の健康診断を春季秋季の 2 回実施し、疾病の早期発見と早期治療に努めました。また内科医、精神科医による健康相談を行い、心身の健康管理を支援しました。

保健衛生懇談会を月 1 回開催し、熱中症予防や感染症対策など、時期に合わせて注意喚起し、情報提供と保健衛生教育を行いました。（※別紙参照）

【感染症対策】

冬季のインフルエンザ流行期には、当施設においてもインフルエンザ罹患者が出ました。これについて、保健所及び医療機関と連携し、入院による隔離を含めた積極的な対策を講じることで感染拡大を防止しました。

このことを契機とし、今後の対策として、うがい手洗いの励行、マスクの着用、乾燥防止や室温・湿度管理の徹底などの感染拡大策を職員に周知しました。

9. コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

【個人情報保護】

個人情報は、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないよう定めています。職員を対象に、この徹底と関連法規の知識、個人情報漏洩の予防策、万一の漏洩時の対応等に関する研修会を実施しました。

【虐待防止】

虐待防止委員会を定期及び必要に応じて開催し、不適切な対応の予防と、これについて職員が相互に注意・牽制しあえる環境を整備しました。

また、全職員を対象にした「虐待防止チェックリスト」による点検を 3 月に実施し、その結果に基づいて研修を行いました。

【プライバシー保護】

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が担保されるよう、設備面で配慮するとともに、職員の知識の向上を図りました。

【人権への配慮】

利用者が自立した日常生活を快適に送ることができるよう、人権擁護の視点に立ったサービスを行いました。このために、施設内外の研修を積極的に活用しています。

これに関して、障がい等による自己決定能力、選択能力等が低下した利用者の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては、精神科医師の診断や関係機関との連携を密にして、必要に応じて「成年後見制度」「地域福祉権利擁護事業」を活用した支援を案内する体制を設けています

が、平成30年度の利用実績はありませんでした。

10. 情報公開

【ホームページ】

施設に関する情報を正確かつ迅速に提供し、地域住民、行政その他の関係機関が施設機能を利用しやすくすることに加えて、施設の状況を公開することで運営の透明性を高める目的でホームページを運用しました。

(<http://kouseiminato.jp/>)

【広報誌】

おもに地域と利用者の家族に向けて施設の状況を知らせることを目的として、広報誌を定期的（年4回）発行しました。

11. 地域における公益的な取組

【総合福祉相談窓口】

総合福祉相談窓口職員を配置し、地域の社会福祉協議会、近隣の自治会、福祉委員等と連携して、生活困窮者等に関する困りごとや福祉に関する問い合わせ、相談に応じました。

平成30年度相談件数 16件

【一時生活支援事業】

施設機能を利用し、住居の無い生活困窮者の一時宿泊場所の提供や、食材の支援を行いました。

【体験入所】

施設入所を希望される方に対して実費で体験入所の機会を設けました。施設環境を把握し具体的な生活のイメージを持てるようにすることで、入所に対する不安の軽減に努めました。

平成30年度実績0件

【就労訓練事業】

平成30年度は新規で3名の利用者を受け入れました。年間のべ利用人員数は4名でした。一方、平成27年から訓練に参加されていた方を合わせて2名が一般就労に移行しました。

※生活困窮者就労訓練事業 事業報告書参照

【生活困窮者自立支援事業への取り組み】

①学習支援事業

子供が学習に取り組める場を提供し、日常的な生活習慣、居場所づくり等子どもと保護者の双方に必要な支援を出来る範囲で行う事業です。今年度の実績はありません。

・学習環境の提供（勉強スペースとしての空き部屋の開放）平成30年度実績0件

②家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理できるよう相談支援を行います。必要に応じて関係機関につなぎ、早期の家計再建を支援します。今年度の実績はありませんでした。

【指定避難所（津波避難所・福祉避難所）】

当施設のある八幡屋センタービルは、大阪市から津波避難施設に指定されています。加えて当施設が福祉避難所に指定されていることから、災害時等には関係機関と協力し

地域住民の安全確保に努めることになっています。今年度の実績はありません。

12. 施設機能の開放

【実習生】

担当者として実習指導者としての資格を有する職員を置き、社会福祉士相談援助実習2名、社会福祉施設実習1名を受け入れました。

【ボランティア】

地域住民にボランティア機会を提供するとともに、施設事業の理解を進める目的でボランティアの受け入れを行っています。今年度の実績はありません。

【退所者の生活援助】

退所され地域住民となった方が安定した自立生活を送るために必要な支援を行うこととしています。具体的な支援としては、来所、電話、訪問等による相談、施設行事への招待、支援施策情報の提供等が挙げられます。今年度の実績はありません。

【地域との連携】

地域の社会資源として、社会福祉協議会、民生児童委員、地域の企業、住民等を連携して、地域の福祉ニーズの発見と支援を行いました。

13. 外部評価への取り組み

【福祉サービスの自己評価及び第三者評価】

当施設は、施設サービスの自己評価を行うとともに、第三者評価を受審して、提供するサービスの質を見直し、水準の維持・向上に努めています。現在の受審結果の有効期限は令和元年6月下旬までです。平成30年度に救護施設版評価基準が公開されたことにより、次回の第三者評価を救護施設版で受審することを想定し後年度にわたり準備を進めています。

【外部監査】

大阪市所管課の指導監査が行われました。今回の監査では、夜勤を行う職員について年2回実施している健康診断の間隔が健診の実施時期により6か月を超えている例があったことについて是正の措置を求められ、次年度実施分から指導のとおり行う旨改善報告を提出しました。このこと以外、重要な指摘事項はありませんでした。

会計については、監査法人による定期的な検査を受けました。特に問題の指摘はありませんでした。

【内部監査】

法人内部監査が平成31年2月に行われました。指摘事項はありませんでした。

14. 職員に関すること

【人材育成の方針】

法人内外の研修機会を活用して、社会福祉サービスに必要な価値、知識、技術について、職員各々の能力を高める取り組みを継続しました。また職員が自ら研鑽する意識を持つようにするため、法人による意向調査や施設長の面接

などを通じて、職員自身が設定した目標に自発的に取り組んでいけるように働きかけました。あわせて、法人の資格取得に関する方策を案内し、社会福祉士、介護福祉士等の資格取得を奨励しました。

【研修】

社会福祉事業従事者としての価値、知識、技術を獲得するため、法人内外の研修に参加させることに加えて、職員の自発的な学習に向けた動機付けを行いました。また、専門的な知識の充実を図るために必要な資格の取得を奨励し、これを法人の制度によって援助しました。

①プリセプター制度

当施設では、新任職員を育成するため、プリセプターによる指導を行っています。今年度の実績はありません。

②階層別研修

現時点では、初級職員・中級職員・監督者・管理者の4つの階層別に研修計画を作成し、各職位に必要な研修に参加させて、知識、技量の計画的向上を図りました。

③施設内研修（職員研修会）

大阪市から心理判定職員を招き、心理判定の仕組みや効果、支援への活かし方について研修を行いました。

その他、年13回の施設内研修会を行いました。

（※別紙参照）

【諸会議】

①職員会議（毎月1回）

施設における基幹的会議として、法人や施設の運営方針を踏まえて、施設運営全般について協議しました。必要に応じて社会情勢や社会福祉の動向を紹介したり、施設運営やサービスの方向性を確認しました。職員間の意見交換や協力体制の構築なども議題に挙がりました。

会議のテーマは、おもに次の5つです。

- ・事業計画（行事）の検討・見直し・改善
- ・施設運営（サービス全体について）
- ・各部署からの報告（保健・栄養・各種委員会等）
- ・施設長の考え、方向性の確認
- ・その他、緊急課題

②職員研修会（毎月1回）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして社会福祉の最新情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の習得を目的として実施しました。

※研修実施状況別表参照

③主任会議（毎月1回）

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮るとともに、緊急的な職場運営やその他の課題に対しても協議しました。

④防災会議（毎月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をしました。

⑤給食会議（毎月1回）

委託業者も交え、食事サービスに関する全般的な意見交換、調整を行い、より良い食事サービスを検討しました。

⑥調理勉強会（毎月1回）

調理員全体の技術向上のため、課題を設定し、それに沿って勉強会を開くなどしました。

⑦医務会議（随時）

医療サービスに関する全般的な意見交換、調整を行い、利用者の健康管理について検討協議しました。

⑧ミーティング（毎日）

利用者の日常に生起するサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底・情報の共有を図りました。

⑨法人内施設連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について検討しました。

⑩事業部長会議（随時）

生活福祉事業部、介護保険事業部間における課題や問題について調整を図り、法人運営を円滑に遂行していくために行いました。

⑪生活福祉事業部会議（毎月1回）

事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討しました。

⑫法人内主任会議（隔月）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討しました。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての意識の向上を図りました。

⑬法人内栄養士会議（隔月）

利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行いました。また、安心してバランス良くおいしく食べられる食事の提供を目指し、生活習慣病予防に取り組みました。

⑭法人内事業計画策定委員会（随時）

法人の「理念・基本方針」や社会福祉情勢の動向を把握する中で、策定委員会を設置し全職員参画により検討しました。あらかじめ定めた策定スケジュールに従い、計画・実行・評価・見直しを行いました。また、事業計画書作成のプロセスを検討しました。

⑮法人内キャリアパス委員会（隔月）

職位や職務に就任するために必要な業務経験とその順序や配置異動のルートを検討し、人材育成・確保のための構築を協議しました。

⑯法人内マニュアル委員会（隔月）

事業部の施設運営・支援サービスの統一化を図るため、マニュアルの整備・検討を行いました。

⑰主担会議（月1回）

各部署の主担・副担の職員を中心とし、各部署間の連携強化を図り、利用者状況や運営状況について協議しました。

⑱サービス検討会議（月1回）

支援方法や手順等の利用者サービスに直結する全ての問題を検討し、全体化しました。

⑩虐待防止対策委員会（月1回及び、随時）

いわゆる境界事例を取りこぼさないよう、法的意味における虐待の定義に限定せず、広く利用者サービスを向上させる視点から支援方法を検証し、虐待防止とサービス向上のための情報共有と施設サービス向上に向けた協議を行いました。加えて、このために必要な、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、DV防止法などの学習を行いました。また、職員のストレスなど心理状態を把握できるよう様々な機会・手法を活用し不適切な支援の防止に結び付けました。

⑪リスクマネジメント委員会（月1回及び、随時）

利用者に直接関係する感染症や虐待防止、事故・ヒヤリハット報告等に基づくその原因や対策について協議し、再発防止などの改善策を講じ、利用者の安全確保に努めました。また、設備等環境面でのリスクについても常に意識し、両面から改善に努めました。また、重大事故が発生した際には臨時委員会を招集し対策を検討しました。

⑫苦情解決委員会（月1回及び、随時）

利用者からの苦情を、先入観を持たずに聴き取り、よりよい支援ができるよう検討していくとともに、業務内容の見直しを含めて積極的な業務改善の機会としました。

苦情を受け付けた場合は、法人に設置されている苦情解決の仕組みによる処理の他、臨時に委員会を招集し、早急に対策を検討することとしています。

⑬個別支援計画策定会議（随時）

利用者の希望・要望を支援の中心に据えられるように、利用者の個別支援計画の策定、見直しなどを職員間で検討しました。

⑭マニュアル整検討委員会（4半期毎）

利用者支援業務内容の見直しを始め、定期的にマニュアルを更新し、標準的な支援が行えるよう検討しました。

⑮感染症対策委員会（随時）

・感染症予防

施設内における感染症の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行いました。

・食中毒予防

施設内における食中毒の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行いました。

【福利厚生】

福利厚生センター等を活用し、職員の心身の健康管理やレクリエーションの機会を積極的に設けました。これらを通じて職場環境の質的な向上を図り、働きやすい職場環境の整備を行いました。

15. 平成30年度の数値目標 ※達成状況

【利用者サービス】

①地域移行率

地域移行した利用者は10名で総退所数に対して53.6%でした。当初の目標を達成することはできませんでした。地域移行者の占める割合は年々増加しています。

循環型セーフティネット施設としての現在の取り組み

を継続することで、今後も地域移行率が向上することを予測しています。

②就労支援参加率

施設内作業への参加率は70%でした。当初の目標を大幅に上回り、作業還付金の年間平均支給額においても14,866円と昨年度より増加しています。現状を維持するために、引き続き施設内作業のメニューを充実させるとともに、就労訓練（いわゆる中間的就労）を継続します。

【地域における公益的な取組】

総合福祉相談の受付件数は16件でした。前年度を下回り目標を達成することはできませんでした。引き続き関係機関と連携し、地域の福祉ニーズを精査してこれに応じた取り組みを進めます。（※別紙参照）

健康維持管理年間報告

	特別献立	栄養サービス	保健衛生
4月	創立記念日	食事基準見直し	処方内容確認、薬手帳確認
5月	憲法記念日、みどりの日、こどもの日	嗜好残菜調査、栄養管理報告書報告月	春季健康診断
6月	虫歯予防デー、父の日	食中毒予防（夏）	食中毒予防
7月	七夕、海の日、土用の丑	食中毒予防、栄養管理報告書提出	熱中症予防
8月	山の日、夏献立（お盆）	嗜好残菜調査、食中毒予防（夏）	熱中症予防
9月	防災の日、お月見、敬老の日 秋分の日	食中毒予防（夏）	秋季健康診断
10月	体育の日、秋献立（秋土用）	視聴覚指導	処方内容確認、薬手帳確認
11月	文化の日、勤労感謝の日	嗜好残菜調査、栄養管理報告書報告月	視聴覚指導、インフルエンザ予防接種
12月	冬至、クリスマス、大晦日（年越し） もちつき	食中毒予防（冬、手洗い）	年末体調確認
1月	元旦、七草、鏡開き、小正月	食事内容指導、栄養管理報告書提出	肺炎球菌予防接種
2月	節分、冬献立（建国記念日）	嗜好残菜調査	感染症対策強化
3月	ひな祭り、彼岸入り、春分の日	年度総括	感染症対策強化、年度総括
定例	選択献立（週1回）ティータイム（週3回）	栄養懇談会（毎月）給食会議（毎月）	嘱託医健康相談

危機管理対策年間報告

	防災・防犯訓練	その他
4月	防災訓練（通常）、災害時備蓄品確認	中央監視盤講習
5月	防災訓練（夜間想定）	
6月	防災訓練（通常）、防犯訓練（職員）	
7月	防災訓練（通常）	災害備蓄品確認
8月	防災訓練（通常）、普通救命講習会（AED）	
9月	防災訓練（通常）	
10月	防災訓練（夜間想定）	災害備蓄品確認
11月	防災訓練（通常）	秋の全国火災予防運動
12月	防災訓練（地震・津波想定）	年末年始特別警戒、地域防犯への協力（夜警）
1月	防災訓練（地域合同）	災害備蓄品確認
2月	防災訓練（通常）	
3月	防災訓練（センタービル合同・消防署立ち合い） 防犯訓練（職員）	年度総括
定例	防災会議（毎月）	消防設備自主点検（毎月）

施設内研修報告

	内 容	対 象
4月	生活困窮者自立支援法について	全職種（参加者7名）
5月	個別支援計画について、面談について	全職員（参加者8名）
6月	食中毒防止・衛生管理について、内服薬について	全職員（参加者8名）
7月	利用者対応（クレーム等）について	全職員（参加者7名）
8月	法令遵守について、就労訓練事業について	中堅職員（参加者9名）
9月	防災研修	全職員（参加者9名）
10月	LGBTについて 心理判定について	全職員（参加者8名） 全職種（参加者10名）
11月	リスクマネジメントについて	全職員（参加者9名）
12月	感染症について、看護処置について	全職員（参加者10名）
1月	虐待防止について（虐待チェックリスト）	全職員（参加者10名）
2月	個人情報保護について	全職員（参加者10名）
3月	平成31年度事業計画と予算説明	全職員（参加者12名）

公益的な取組一覧

	公益的な取組	地域交流	施設機能の開放
項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労訓練の受け入れ ・ ボランティア受け入れ ・ 福祉相談窓口 ・ 一時生活支援事業における福祉サービス ・ こども110番 ・ おおさかしあわせネットワークへの参画 ・ 介護等体験や福祉実習の受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納涼会 ・ 地域清掃 ・ 港区社会福祉施設連絡会への参加 ・ 地域もちつき行事手伝い ・ 区民まつりボランティア ・ 敬老会への参加 ・ 地藏盆手伝い ・ 年末年始特別警戒（夜警） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育実習受け入れ ・ 学習アシスト
備 考			

1. 当年度事業計画関係

生活保護法及び当法人の理念と基本方針、当施設の平成30年度事業計画に沿い、社会福祉法人に求められる公益的活動として地域の要援護者に対する相談支援事業を実施しました。

当施設は、当事業の対象となる方が比較的多く居住する地域に隣接しており、その課題も複雑化する傾向が見られます。個別の相談支援にあたっては、当施設の機能を活用した支援に留まらず、関係機関との連携を強化し、対象者に求められる支援につなぐことも行いました。

2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置並びに総合生活相談活動

本事業の実施にあたり、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）6名（内、1名マイスター認定あり。全員が施設職員との兼任）を配置しました。総合相談活動においては、来談者の相談および支援に相応できるよう職員体制を工夫して臨みました。今期の活動としては、おもに経済的援助、食糧支援の他、当面の生活や就業についての不安解消のための相談支援等を行いました。

3. 経済的援助

今年度の経済的援助の件数は7件でした。

経済的援助については、大阪府社会福祉協議会が実施する社会貢献事業と連携しています。実際の援助は、当施設に窓口を置いて活動する社会貢献支援員と協働して実施しています。これによる支援は、経済的援助、食料支援の他、これに伴う生活や就業など全般的な相談も行っています。

4. 研修会等への参加

総合生活相談員の相談援助技術の向上を目的として、今年度は次の研修会等に参加しました。

- | | |
|--------------------------|----|
| ① C S W養成研修会 | 1名 |
| ② C S W連絡会（大阪市） | 1名 |
| ③ しあわせネットワーク相談援助研修会（大阪市） | 2名 |
| ④ 地域貢献事業実践報告会 | 1名 |

以上

平成30年度 生活困窮者就労訓練事業 事業報告書
(生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

1. 当年度事業計画関係

生活困窮者自立支援法に基づいた、平成30年度事業計画に沿い、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けた訓練計画を作成し実施しました。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象としました。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように下記の内容の支援を行いました。

- ①就労支援プログラムを策定する。
- ②対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- ③自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行う。
- ④以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。
・平成30年度就労訓練事業から一般就労に結びついた件数：2件（男性2件、女性0件）

4. 訓練の内容及び定員

対象者は、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定されます。また、対象者の中には、求められた時間内に作業に就くことができない者が含まれていることから、これらの方には個々の適性に応じて、既存の作業工程を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に合わせた内容の作業を提供しました。

【訓練内容】

館内消毒、館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、給水器洗浄など

【定員】

10名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇用型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇用型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施しました。

5-1 雇用型（最低賃金の確保）

雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムの策定をするシステムを用意していましたが、今年度は対象者がいませんでした。

5-2 非雇用型（インセンティブによる賃金の支払いあり）

非雇用型の場合は、就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援を実施しました。その中で、施設内作業への参加、館内清掃（ホール・洗濯室）や館内消毒などを行い、これらの作業工程を分解するなどして、対象者の訓練目的に合致した就労支援プログラムとなるよう努めました。

・平成30年度実施人数：4件（男性3件 女性1件）